

## 市営墓地使用終了の手続について

市営墓地の使用終了に当たっては、お使いの区画を現状回復（原則、更地）していただく必要があります。

手続は下記のとおりですが、区画の状況により、行っていただく手続が異なりますので、詳細は2枚目をご覧ください。

### 記

#### 1 改葬許可の手続

区画にお骨を埋蔵している場合は、保健所長の改葬許可が必要です。

#### 2 墓石、巻石、植込みなどの工作物の撤去

- (1) 墓地は、原状回復（墓石、巻石、植込みなどの工作物の撤去。原則、更地）をしてください。
- (2) 墓石などの工作物の撤去には**事前許可**が必要です。工作物設置等許可申請書で工事開始前に申請してください。（申請後、概ね1週間以内に許可連絡を差し上げます。）
- (3) 墓地の原状回復がなされない場合は、墓地の使用終了は認められません。
- (4) 終了した年度分の管理料は、納入していただく必要があります。

#### 3 書類の提出

区画の現状回復終了後、以下の書類を担当までご提出ください。

- ・市営墓地使用終了届
- ・使用許可書（紛失された場合は、終了届にご記入ください。）
- ・工作物設置等完了届（もともと墓石等がない場合は不要。その旨を終了届にご記入ください。）
- ・改葬許可証（もともとお骨がない場合は不要。その旨を終了届にご記入ください。）

#### 【ご注意ください！】

- ・年度途中の終了であっても、年度を通じて墓地を使用したものとみなし、その年度の管理料をお支払いいただく必要があります。
- ・終了手続を使用者以外の方（石材業者など）がされる場合は、委任状が必要です。

\*ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ及び提出先(墓地管理人)

〒604-8101

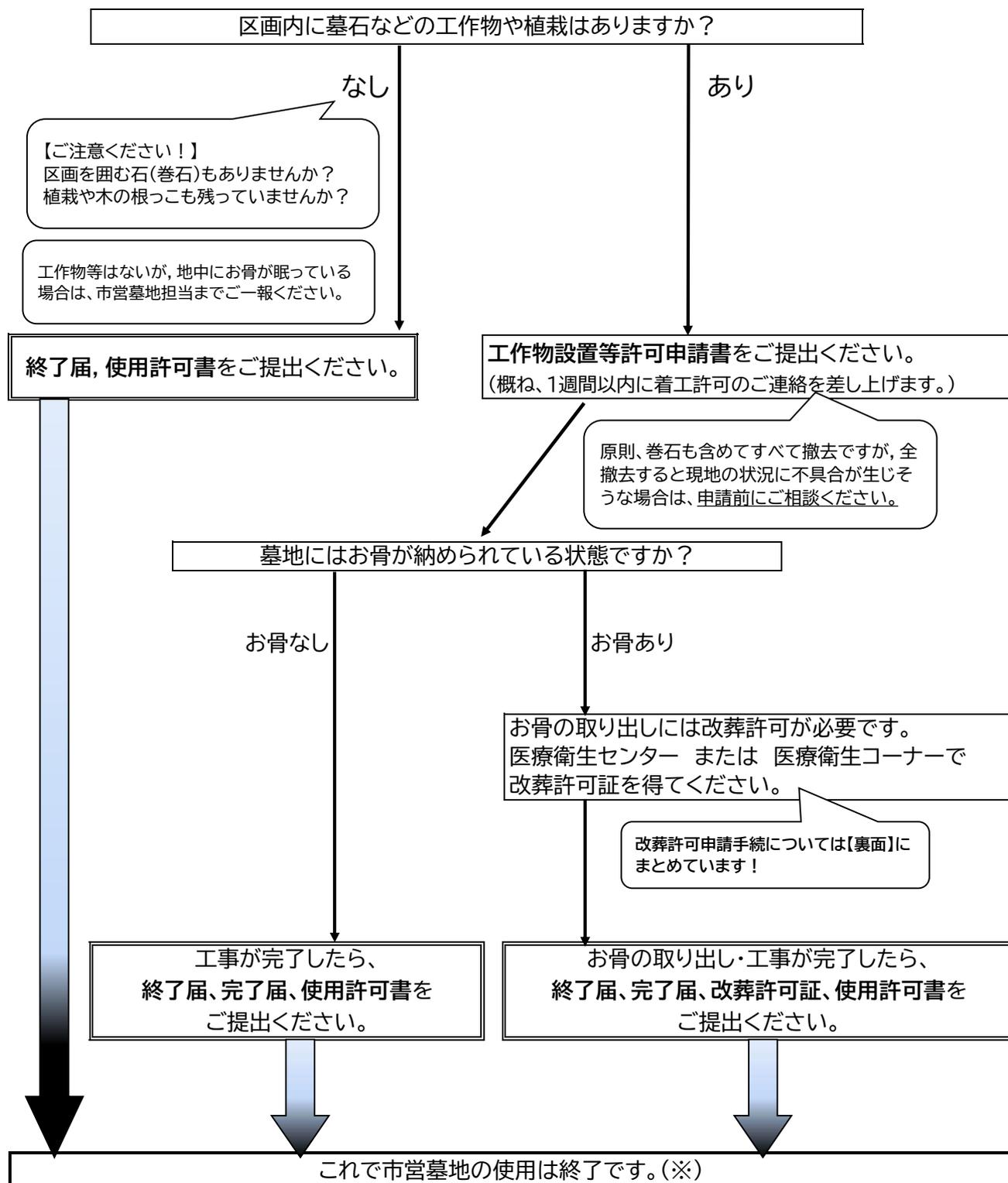
京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65京都朝日ビル2階

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 管理・事業推進担当

電話 075-222-3433

## 市営墓地の使用終了手続について

市営墓地を使用終了するに当たっては、区画を更地の状態にさせていただく必要があります。  
区画の状況によって手続が異なりますので、以下の流れをご参照ください。  
お使いの区画の状況に該当するお手続きをお願いします。



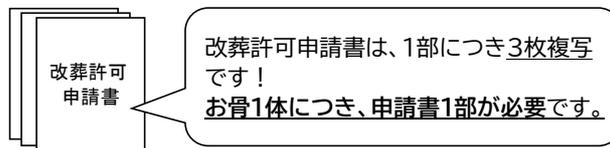
※終了届等をいただきましたら、担当が現地を確認します。万が一、残置物などがありましたらご連絡を差し上げますので、その場合はご対応をお願いします。

## 改葬許可の申請手続について

墓地に埋蔵されているお骨を他の墓地・納骨堂へ移動させる場合は、「改葬(かいそう)許可」が必要となります。ここでは改葬許可の申請方法についてご説明します。

### 改葬手続の流れ

①改葬許可申請書を入手してください。  
(入手場所はページの下部分をご覧ください。)



②申請書の1枚目に必要事項を記入し、医療衛生企画課管理・事業推進担当へご提出ください。(郵送可) 1枚目の下部分に埋蔵証明を記入し、お返します。

○申請者は、市営墓地の使用者です。  
○3枚複写は切り離さずに！

③医療衛生企画課管理・事業推進担当から返送されてきた申請書を持って、医療衛生センターまたは医療衛生コーナーに改葬許可申請書を提出してください。

○代理で使用者以外の方が行く場合は、委任状が必要です。  
○医療衛生コーナーで申請される場合は、いずれのコーナーでも申請可能です。(墓地所在地の区のコーナーに限らない。)

④改葬許可証がお骨1体につき2枚発行されます。1枚は医療衛生企画課管理・事業推進担当へ提出し、もう1枚は改葬先(お骨の移動先)のお墓の管理者へ提出してください。

○お墓じまいや墓石の工事に伴う改葬の場合は、終了届・完了届を提出する際と同時で構いません。

### 改葬に関するお問合せ先

問い合わせ先は「京都市医療衛生センター」です。お使いの墓地の場所によって担当窓口が異なりますので、以下の案内をご覧ください。

#### 住吉山墓地

⇒西部担当:電話075-746-7214 FAX075-251-7234

#### 若王子山墓地、大日山墓地、清水山墓地、地蔵山墓地

⇒北東部担当:電話075-746-7211 FAX075-251-7236

#### 宝塔寺山墓地、深草墓地

⇒南東部担当:電話075-746-7213 FAX075-251-7234

### 改葬許可申請書の入手場所

改葬許可申請書は、京都市医療衛生センターまたは医療衛生コーナーで入手してください。所在地は以下のとおりです。

#### 京都市医療衛生センター

京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル6階  
(京都市営地下鉄烏丸線・東西線「烏丸御池駅」下車。1番出口から徒歩3分)

#### 医療衛生コーナー

各区役所・支所内にあります。

※お使いの墓地の所在地ではない区の医療衛生コーナーでも入手できます。

第7号様式(第14条関係)

## 市 営 墓 地 使 用 終 了 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所	届出者の氏名
	電話 (       )       -

京都市市営墓地条例第14条第1項第3号の規定により届け出ます。	
市 営 墓 地 の 名 称	墓 地
区 画 の 番 号	第 号

墓地使用許可書を紛失しましたので、お届けします。	
届 出 者 氏 名	

注 墓地使用許可書を紛失された場合に限り、記入してください。

撤去が必要な墓石等は一切ありませんのでお届けします。	
届 出 者 氏 名	

注 工作物設置等完了届の提出のない場合に限り、記入してください。

改葬が必要なお骨は一切ありませんのでお届けします。	
届 出 者 氏 名	

注 改葬許可証の提出のない場合に限り、記入してください。

管 理 人 確 認 欄	年 月 日 印
-------------	---------